



淵上裁判不当判決弾劾！ 運輸所復帰まで闘うぞ！

淵上利和さん（中央本部執行委員長）が東京第二運輸所復帰を目指して闘っている裁判で3月8日、東京地裁は被告会社の言い分のみを採用した不当判決を言い渡しました。会社は54歳原則出向制度を悪用し、淵上さんを警備会社に強制出向させましたが、淵上さんは、職場復帰を求め仮処分申立を闘い、出向取消を勝ち取りました。

しかし、会社は元職場である運輸所に戻さず、異例と言える新幹線鉄道事業本部人事課所属とした後に、新横浜駅営業二課に配属しました。淵上さんは、これを不服として2022年3月に東京地裁に提訴しました。

この裁判の最大の争点は、「本人の同意なき出向は違法か否か」でした。過去、東京車両所分会の山本修さんは、本人の同意がないまま出向延長を強いられていましたが、東京高裁で勝利し元職場に復帰しました。「本人の同意」は、民法625条でも保証されている重要なことです。今裁判で東京地裁は、この点について何ら触れず、あいまいな判断を下しました。まさに法律無視の不当判決です。

新幹線地本は当日、都内で報告集会を開催しました。淵上さんは、会社に一矢報いるためにも控訴して闘うと表明し、参加者全体で共に闘うことを意思統一しました。

